

国内募集型企画旅行取引条件説明書面（旅行条件書）

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2.募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人白山市観光連盟(石川県白山市鶴来本町四町目ヌ85番地、石川県知事登録旅行業第3-278号)(以下「当連盟」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当連盟と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当連盟はお客様が当連盟の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)、パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当連盟旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当連盟約款」といいます。)によります。

3.旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当連盟又は当連盟の受託営業所(以下「当連盟ら」といいます。)にて当連盟所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、ホームページ、パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は当連盟らが予約の承諾をし申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当連盟らは電話、郵便及びファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約の予約申込を受けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当連盟らが予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当連盟らはお申込がなかったものとして取扱います。
- (3) 旅行契約は電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当連盟らが受領したときに、また、郵便又は、ファクシミリ、インターネットでお申込の場合は、お申込金のお支払い後、当連盟らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段でのお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4) 当連盟らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当連盟らが定める日までに、構成員の名簿を当連盟らに提出しなければなりません。
- (6) 当連盟らは契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務

については、何らの責任を負うものではありません。

(7) 当連盟らは、契約代表者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始時においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(8) お申込の段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当連盟らは、お客さまの承諾を得て、お客様に期限を確認した上で、お待ちいただくことがございます。(以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。)この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力いたします。この場合でも当連盟らは申込金を申し受けることがあります。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません。)ただし、「当連盟らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合」は当連盟らは当該申込金を全額払い戻します。

(9) 本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当連盟らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4.お申込み条件

(1) お申込時に未成年の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当連盟の指定する条件に合致しない場合はご参加をお断りする場合があります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、その旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。あらためて当連盟からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(4) 前号のお申し出を受けた場合、当連盟は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

(5) 当連盟は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当連盟がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当連盟が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる費用はお客様のご負担になります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日

時等の書面による連絡が必要です。

- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当連盟が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が当連盟に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りする場合があります。
- (12) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当連盟の信用を毀損し、もしくは当連盟の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当連盟の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5.契約書面および最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当連盟らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当連盟の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、ホームページ、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当連盟はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当連盟らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当連盟とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7.旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12才以上の方はおとな代金、満6才以上(航空機利用コースは満3才以上)12才未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、コースごとに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレット、ホームページ等における「旅行代金」の計算方法は「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として

表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8.旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
 - (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
 - (3) パンフレット、ホームページ等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- 上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても、原則として払戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
- (2) 旅行日程中の「自由散策」「自由見学」「別料金」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費等
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲料等、個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊代。

10.追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(予め「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます。)

- (1) パンフレット、ホームページ等で当連盟が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- (2) 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- (3) パンフレット、ホームページ等で当連盟が「延泊プラン」等と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- (4) パンフレット、ホームページ等で当連盟が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額。
- (5) その他パンフレット、ホームページ等で「×××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット、ホームページ等に記載した場合の追加代金等)。

11.旅行契約内容の変更

当連盟は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当連盟の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当連盟の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅

行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において止むを得ないときは変更後にご説明いたします。

12.旅行代金の額の変更

当連盟は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当連盟は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当連盟はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、これから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当連盟はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当連盟は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨をパンフレット、ホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当連盟の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13.お客様の交替

お客様は、当連盟の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当連盟に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券にかかわる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当連盟が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当連盟は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14.取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2) 当連盟の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当連盟は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで (日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

15. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- 1 お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
- 2 お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - A. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りま。
 - B. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額変更されたとき。
 - C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - D. 当連盟がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - E. 当連盟の責に帰すべき事由により、パンフレット、ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(2) 当連盟の解除権

- 1 お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当連盟は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の1に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 2 次の項目に該当する場合は、当連盟は旅行契約を解除することがあります。
 - A. お客様が当連盟のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - B. お客様が第4項(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。

- C. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。
 - D. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - E. お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - F. お客様の人数がパンフレット・ホームページ等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日帰り旅行は5日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - G. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当連盟があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - H. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当連盟の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット・ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 3 当連盟は本項(2)の1により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項(2)の2により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

16.旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- 1 お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- 2 お客様の責に帰さない事由によりパンフレット・ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除できます。
- 3 本項(1)の2の場合において、当連盟は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払戻しいたします。ただし、当該事由が当連盟の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該旅行サービスに対して取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

(2) 当連盟の解除権

- 1 当連盟は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - A. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - B. お客様が第4項の(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - C. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他のものによる当連盟の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

D. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当連盟の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

2 解除の効果及び払戻し

本項（２）の１に記載した事由で当連盟が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供をうけられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当連盟は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当連盟が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

3 本項（２）の１のA、Bにより当連盟が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

4 当連盟が本項（２）の１の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当連盟とお客様との契約関係は未来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当連盟の責務は弁済がされたものとしします。

17.旅行代金の払い戻し

(1) 当連盟は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当連盟が旅行契約を解除した場合」でお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレット・ホームページ等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第19項(当連盟の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当連盟が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込み店に払戻しをお申し出ください。

(4) クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18.添乗員

(1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(2) 現地添乗員同行コースには原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)の業務に準じます。

(3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4) 個人型プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で

行っていただきます。

- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配、手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

19.当連盟の責任

- (1) 当連盟は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当連盟又は当連盟が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当連盟に対して通知があった場合に限り、賠償いたします。
- (2) お客様が次に事例するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当連盟は原則として本項(1)の責任を負いません。
- 1 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 2 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - 3 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更又は旅行の中止
 - 4 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更又は旅行の中止
 - 5 自由行動中の事故
 - 6 盗難
 - 7 食中毒
 - 8 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましても、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当連盟に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当連盟が行う賠償額はお客様1名あたり最高15万円まで(当連盟に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20.特別補償

- (1) 当連盟は前項(1)の当連盟の責任が生じるか否かを問わず、当連盟約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましても死亡補償金(1,500万円)・後遺障害補償金(1,500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましても損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当連盟の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨をパンフレット・ホームページ等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中といたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググラ

ライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当連盟は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当連盟は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン類、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含む)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当連盟約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) 当連盟が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項に損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務ともに履行されたものといたします。

21.お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当連盟約款の規定を守らないことにより当連盟が損害を受けた場合は、当連盟はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当連盟から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込み店に申し出なければなりません。

(4) 当連盟は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当連盟の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当連盟が指定する期日までに当連盟の指定する方法で支払わなければなりません。

(5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22.オプションツアー又は情報提供

(1) 当連盟の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当連盟が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当連盟オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当連盟は、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

(2) オプションツアーの運行事業者が当連盟以外である旨をパンフレット、ホームページ等で明示した場合には、当連盟は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット・ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めにより扱います。

(3) 当連盟は、パンフレット、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等の記載を

した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当連盟は第 20 項の特別補償規程は適用します(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット・ホームページ又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証

(1) 当連盟は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次の 1・2・3 で規定する変更を除きます。)は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更については当連盟に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合は、変更補償金としてでなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

1 次に掲げる事由による変更の場合は、当連盟は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運行サービスの提供

キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

2 第 15 項及び 16 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当連盟は変更補償金を支払いません。

3 パンフレット、ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合は、当連盟は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当連盟がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 7 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じた額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき 1,000 円未満であるときは、当連盟は変更補償金を支払いません。

(3) 当連盟は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払に替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した旅行開始日、旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した入場する観光・食	1.0%	2.0%

事施設、旅行の目的地の変更		
3 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した運送機関の等級又は設備より低いものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット、ホームページ、確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1.0%	2.0%
4 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した本邦内の開始地又は終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した本邦内と本邦外の間の直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8 パンフレット、ホームページ、確定書面に記載した宿泊機関の客室、設備、景観等客室条件の変更	1.0%	2.0%
9 上記の1～8の変更のうち募集パンフレット、ホームページ、確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
<p>注1：パンフレット、ホームページ等の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。</p> <p>注2：9に揚げる変更については、1～8の料率を適用せず、9の料率を適用します。</p> <p>注3：1件とは運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他のサービスの場合は1該当事項毎に1件とします。</p> <p>注4：4、7、8に揚げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊に付1変更といたします。</p> <p>注5：3、4に揚げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。</p> <p>注6：4運送機関の会社名変更、7宿泊機関の名称変更については運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。</p> <p>注7：4運送機関の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p>		

24.通信契約による旅行条件

当連盟らは、当連盟又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払を受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申込を受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱が出来ない場合があります。また取扱可能なカードの種類も異なります。)

(1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当連盟が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払

戻し債務を履行すべき日をいいます。

- (2) 申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」等を当連盟らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当連盟らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当連盟らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット・ホームページ等に記載する金額の旅行代金」又は「第 14 項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当連盟らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して 7 日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は 30 日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当連盟らは通信契約を解除し、第 14 項(1)の取消料を申し受けます。ただし、当連盟らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

25.国内旅行保険への加入について

ご旅行中に病気・けがをした場合、多額の治療費・移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問い合わせください。

26.個人情報の取扱い

- (1) 当連盟は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、他、申し込まれた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲で利用させていただきます。その他、当連盟は、1 当連盟らの提携する企業のサービス・キャンペーンのご案内 2 旅行参加後のご意見、ご感想の提供のお願い 3 アンケートのお願い 4 特典サービスの提供 5 統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当連盟は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当連盟は当該委託先企業を当連盟基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (3) お客様は、当連盟の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。

27.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット、ホームページ等に明示した日となります。

28.その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員や係員に依頼された場合、それに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用・お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入いただきます。当連盟では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- (3) 当連盟はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

29.募集型企画旅行約款について

この条件に定めのない事項は当連盟旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当連盟旅行業約款をご希望の方は、当連盟にご請求ください。

当連盟旅行業約款は、当連盟ホームページ (<https://www.urara-hakusanbito.com/index.html>) からもご覧になれます。

この旅行条件書は 2026 年 3 月の基準に基づきます。

旅行企画・実施

登録番号：石川県知事登録旅行業第 3-278 号

名 称：一般社団法人白山市観光連盟

所 在 地：〒920-2192 石川県白山市鶴来本町四丁目ヌ 85 番地（白山市役所鶴来支所内）

電話番号：076-259-5893

担当者名：国内旅行業務取扱管理者 舟津 能子